

1. 議事日程（第1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和4年度上天草市一般会計補正予算（第6号）】
- 日程第 6 議案第49号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第50号 上天草市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第51号 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第52号 令和4年度上天草市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第53号 令和4年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第55号 令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 令和4年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第57号 令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第59号 令和4年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第60号 令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第61号 令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 認定第 1号 令和3年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 2号 令和3年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第 3号 令和3年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第 4号 令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について
- 日程第23 報告第10号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

- 日程第24 報告第11号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
- 日程第25 報告第12号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】
- 日程第26 報告第13号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第27 報告第14号 上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(16名)

議長 桑原 千知		
1番 北垣 洋	2番 井手口隆光	3番 木下 文宣
4番 何川 誠	5番 塩田 真一	6番 嶋元 秀司
7番 田中 辰夫	8番 何川 雅彦	9番 宮下 昌子
10番 西本 輝幸	11番 高橋 健	12番 小西 涼司
13番 新宅 靖司	14番 津留 和子	15番 田中 万里

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市長 堀江 隆臣	教育長 高倉 利孝
総務部長 山下 正	経済振興部長 山本 一洋
市民生活部長 水野 博之	建設部長 岩永 裕一
企画政策部長 坂田 結二	健康福祉部長 濱崎 裕慈
教育部長 赤瀬 耕作	上天草総合病院事務部長 須崎 朝幸
水道局長 桑原 成明	

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山川 康興	局長 補佐 山崎 大勝
主幹 四丸 雄介	主事 松原ちひろ

開会 午前10時00分

○議長（桑原 千知君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第6回上天草市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（桑原 千知君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、5番、塩田真一君、6番、嶋元秀司君を会議録署名議員に指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（桑原 千知君） 日程第2、会期の決定については、議会運営委員会が開催され、会期日程などについて審査されておりますので、報告を求めます。

議会運営委員長、何川君。

○議会運営委員長（何川 雅彦君） おはようございます。

令和4年第6回上天草市議会定例会の運営等について、議会運営委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期日程につきましては、配付いたしております定例会日程表のとおり、本日9月1日は開会、提案理由説明、9月9日が議案質疑及び委員会付託となります。予算決算常任委員会は、9月9日と20日の2日間、その他の常任委員会は、9月12日、13日、14日の3日間開催します。一般質問は、9月15日、16日及び20日の3日間行います。9月22日を最終日として、委員長報告、採決、閉会とすることに決定いたしました。

今期定例会に付議されます議案等は23件。その内訳は、条例3件、補正予算10件、認定4件、承認1件、報告5件です。議案等の取扱いにつきましては、付託委員会及び議事日程等慎重に審査し、全議案を本会議へ上程することに決定いたしました。

なお、承認第4号、専決処分の報告及びその承認を求めることについては、委員会付託を省略し、本日、執行部からの提案内容の説明を受け、9月9日に、質疑、討論を経て表決することに決定しました。

最後に、閉会中の継続審査及び調査の申出を行うことを決定しましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（桑原 千知君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から9月22日までの22日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（桑原 千知君） 日程第3、諸般の報告を行います。

令和4年6月定例会以降の報告事項は、御手元に配付のとおりです。資料等について必要な方は、議会事務局に閲覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第 4 行政報告

○議長（桑原 千知君） 日程第4、行政報告。

市長から、行政報告の申出がありました。これを許します。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和4年第6回市議会定例会の開催に当たり、6月定例会以降の行政の主な取組につきまして、その概要を御報告いたします。

初めに、総務部門でございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、急激な感染拡大を受けて、熊本県は、8月2日から、熊本B A. 5対策強化宣言を発令いたしました。県内では、8月18日に、1日の感染者数では過去最多となる5,681人の新規感染者が確認をされ、本市においても、8月17日に、過去最多となる104人の新規感染者が確認されるなど、感染状況は過去に類を見ないほど拡大傾向にあります。市としましても、引き続き、防災行政無線や市の公式ライン、ホームページなどを活用し、新型コロナウイルス感染症に対する注意喚起を行いながら、さらなる感染防止対策の徹底に努めてまいります。

次に、企画政策部門でございます。

上天草高校支援につきましては、8月30日に、熊本県教育長立会いのもと、市、上天草高校及び株式会社マリーゴールドとの三者による熊本県立上天草高校の魅力向上のための包括支援協定を締結しました。本協定に基づき、関係者が相互に協力して上天草高校のさらなる魅力向上を図るとともに、将来の本市を支える人材育成に取り組んでまいります。

地域おこし協力隊事業につきましては、隊員の活動状況を広く周知することにより、今後の活

動の円滑化を図ることを目的として、8月10日に活動報告会を開催しました。国は今後も隊員数の増加を図るとしていることから、本市においても、隊員の受入れを積極的に推進し、地域協力活動を行ってもらいながら、隊員の定住・定着につなげてまいります。

八代・天草シーライン構想につきましては、7月に開催された八代市と上天草市それぞれの民間期成会総会に出席し、架橋建設へ向けた地元期成会の盛り上がりを改めて実感したところでございます。本年度は、10月1日に、県協議会主催の構想推進大会が八代市で開催される予定であり、行政、議会、民間が協力してさらなる機運の醸成を図ってまいります。

生活の利便性の向上等を目的としたデジタル化の推進につきましては、民間事業者が運営する副業マッチングプラットフォームを活用し、IT分野に精通したDX推進アドバイザーを2名選任し、7月20日に意見交換を行いました。行政情報のプッシュ型通知や行政手続オンラインの実現に向け、ワーキンググループの中心となって助言・指導をいただき、令和5年度の導入運用を目指しているところです。

次に、経済振興部門でございます。

まず、赤潮被害について御報告します。今年度、八代海においては、断続的に赤潮が発生しており、8月4日からは、赤潮の原因となる有害プランクトンの減少に効果がある改良型粘土の散布を、熊本県海水養殖漁業協同組合や地元養殖業者、地元漁協が中心となり、龍ヶ岳町高戸地先で実施しています。しかしながら、上天草市の海域で養殖業を営む市内7業者が赤潮の影響による被害を受け、マダイ、カンパチ、シマアジなど、約39万匹の被害報告を受けております。今後も、熊本県をはじめ、関係機関並びに地元漁協などと連携を図りながら被害の軽減に向け取り組み、実際被害が発生している方に対しての支援策を早急に検討してまいります。

新型コロナウイルス感染症の観光業への影響対策として実施しました「もっとお得ナナメ上上天草市キャンペーン」につきましては、7月18日泊をもって、宿泊者へのクーポン券の配布を終了し、各宿泊施設の活用率は96.2%となりました。配布したクーポンの使用期限は8月までとしておりましたので、クーポンの換金作業を残すのみとなっております。また、5月議会臨時会で議決をいただきましたプレミアム商品券事業につきましては、7月20日から、商工会において商品券の販売を開始し、8月29日時点で、83.7%の販売、そのうち既に使用されて換金されたものが1億9,130万円となっております。お盆までの消費喚起、物価高騰に対する市民の生活支援の一助になっているものと考えております。商品券の購入期限が9月30日まで、利用期限が12月31日までとなっておりますので、引き続き購入漏れや利用漏れがないよう周知を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症を考慮した市内周遊を図る分散型の新しいイベントとして、宝探しイベントを8月1日から実施しております。

次に、市民生活部門でございます。

令和4年6月23日に、本市の将来的なCO2排出量を2050年までに実質ゼロにする「上天草市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。今後、脱炭素に向けた様々な取組を推進してま

います。

次に、健康福祉部門でございます。

新型コロナワクチン接種につきましては、6月から4回目接種を開始しており、60歳以上の方及び18歳から60歳未満の基礎疾患を有する方などに加え、7月からは、医療従事者等を対象に実施しており、8月30日現在の60歳以上の方の接種率は41.5%となっています。また、国において、オミクロン株に対応したワクチン接種について、初回接種を完了した全ての方を対象として、本年10月中旬以降に開設することを想定した方針が8月上旬に示されました。本市においても、国の方針に基づき、医師会等の関係機関との連携のもと、オミクロン株に対応したワクチン接種体制を整備するとともに、接種実施に向けた取組を進めてまいります。

本年11月30日に任期満了となる民生委員・児童委員及び主任児童委員の一斉改選につきましては、各行政区長から推薦のあった候補者について、7月15日、上天草市民生委員推薦会で審議が行われ、候補者全員を熊本県に推薦をいたしました。今後は、県の審議会を経て、厚生労働大臣へ推薦され、本年12月1日に委嘱される予定です。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきましては、7月14日に、支給要件に該当する333世帯に支給要件確認書を送付し、8月26日現在で283世帯へ2,830万円を給付いたしました。また、低所得の子育て世帯に対して、子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、8月25日現在、ひとり親世帯分を228世帯、1,820万円。ひとり親世帯以外の世帯分を131世帯、1,350万円。熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金を220世帯、506万5,000円給付をいたしました。

最後に、教育部門でございます。

市内小中学校では、児童生徒のコロナ感染等の円滑な対応と教職員の働き方改革につながるよう、電話に留守番の録音機能と、教職員が帰宅先等から留守電内容が確認できるシステムを導入し、8月1日から全校で運用を開始いたしました。

大矢野中学校と維和中学校の統合につきましては、学校関係者やPTA役員等から成る統合準備委員会を設置し、学校運営や通学体制、PTA組織運営等に係る協議を進めております。本定例会では、維和中学校生徒への学校指定用品の助成や、スクールバス停設置工事費などを補正予算に計上しておりますので、御審議をよろしく願います。なお、維和地区の住民等が中心となって、維和中学校閉校記念事業実行委員会を7月12日に設立し、閉校記念事業の実施に向けて、現在協議が行われております。

令和4年度人権講演会青少年育成市民大会並びに第72回社会を明るくする運動推進大会を、7月30日に松島総合センター「アロマ」アロマホールにおいて、市民200名の参加をいただき開催をいたしました。大会では、大会宣言や今津小学校及び松島中学校の児童生徒による作文発表が行われ、その後、昨年開催された東京2020パラリンピック競技大会の車椅子フェンシングで出場され、また、本年7月のワールドカップで2種目で優勝をされました藤田道宣氏を講師に招き、「自分らしく生きる」という演題で自身の経験などを交え講演をいただき、参加者か

ら好評を得ました。今後とも、人権教育の推進に向けて取り組んでまいります。

以上、行政報告を終わらせていただきます。

○議長（桑原 千知君） これで、行政報告は終わりました。

- 日程第 5 承認第 4号 専決処分の報告及びその承認を求めることについて【令和4年度上天草市一般会計補正予算（第6号）】
- 日程第 6 議案第49号 上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第50号 上天草市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第51号 上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第52号 令和4年度上天草市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第10 議案第53号 令和4年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第55号 令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 令和4年度上天草市斎場特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第57号 令和4年度上天草市天草四郎ミュージアム特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第58号 令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第59号 令和4年度上天草市電気事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第60号 令和4年度上天草市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第61号 令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 認定第 1号 令和3年度上天草市歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 2号 令和3年度上天草市水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 認定第 3号 令和3年度上天草市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第22 認定第 4号 令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について

○議長（桑原 千知君） 日程第5、承認第4号から日程第22、認定第4号までの以上18件を一括議題といたします。上程議案の説明を求めます。

堀江市長。

○市長（堀江 隆臣君） 令和4年第6回上天草市議会定例会に提案します議案につきまして御

説明いたします。

今定例会には、専決処分の報告及びその承認を求めることについての承認議案1件、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてなど、条例議案3件、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第7号）などの予算議案10件、令和3年度上天草市歳入歳出決算の認定についてなどの認定議案4件を提出しております。

各議案の詳しい内容につきましては、所管部局長より説明をいたしますので、議員の皆様におかれましては、御審議をいただきまして御承認賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、執行部から、順次、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

まず、承認第4号を、総務部長。

○総務部長（山下 正君） おはようございます。よろしく願いします。

議案書1ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分の報告及びその承認を求めることについて御説明いたします。

令和4年度上天草市一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別冊補正予算書のとおり、7月28日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。

今回の専決は、7月4日から5日までの台風4号並びに同月8日から9日まで及び同月15日の豪雨で被災した農地、農道、市道、法定外公共物等の災害復旧に係る事業について、9月補正予算の計上を待たずして事業に着手する必要がある緊急的な経費について、専決処分により予算措置を行ったものでございます。

予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ3,563万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を199億8,700万7,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

85（款）繰入金、15（項）基金繰入金は3,563万5,000円の増額でございます。内容といたしまして、10（目）財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により増額するものでございます。

歳出について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

60（款）災害復旧費、10（項）農林水産施設災害復旧費は2,173万5,000円の増額でございます。内容といたしまして、15（目）農業用施設等災害復旧費が、台風4号及び7月8日から9日までの豪雨により被災した教良木山浦地区農地ほか7施設の災害復旧事業測量設計業務委託料886万5,000円、福田ため池ほか11施設の土砂撤去等に係る機械等使用料800万円、7月8日から9日までの豪雨により被災した上賤の女第1地区及び第2地区農道及び農道の付属施設の復旧工事請負費221万円を増額するものでございます。20（目）林業施設等災害復旧費が、7月

8日から9日までの豪雨により被災した林道神代線ほか4線の土砂撤去等に係る機械等使用料226万円を増額するものでございます。25(目) 治山施設災害復旧費が、7月8日から9日までの豪雨により被災した中迫地区の治山施設の復旧に係る機械等使用料40万円を増額するものでございます。

60(款) 災害復旧費、15(項) 公共施設災害復旧費は490万円を増額でございます。内容といたしまして、10(目) 道路災害復旧費が、台風4号並びに7月8日から9日まで及び同月15日の豪雨により被災した市道中の丸串線ほか15路線の崩土撤去等に係る機械等使用料490万円を増額するものでございます。

60(款) 災害復旧費、30(項) その他公共施設等災害復旧費は900万円を増額でございます。内容といたしまして、35(目) 法定外公共物災害復旧費が、台風4号並びに7月8日から9日まで及び同月15日の豪雨により被災した横路川ほか一河川の災害復旧に係る工事測量設計業務委託料440万円、登立山下地区法定外道路ほか5か所の崩土撤去等に係る機械等使用料240万円、維和大桜地区法定外道路及び中亀の迫地区法定外水路の災害復旧工事請負費220万円を増額するものでございます。

以上が、専決処分の報告及びその承認を求めることについての概要でございます。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第49号を、総務部長。

○総務部長(山下 正君) 議案書2ページをお願いいたします。併せて、説明資料1ページをお願いいたします。

議案第49号、上天草市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、国家公務員において、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児休業の取得回数制限の緩和等が、令和4年10月1日から実施されることを踏まえ、本市においても同様の措置を講ずるものでございます。

主な内容といたしまして、第2条第3号ア(ア)につきまして、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業に関し、引き続き採用される見込みがあることの要件について、現行では、子が1歳6か月に達する日までとなっているものを、子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日までに緩和するものでございます。

次に、第2条第3号イ、第2条の3第3号及び第2条の4につきまして、非常勤職員の子の1歳以降の育児休業に関し、取得の柔軟化のための措置として、子の1歳到達日以降から1歳6か月まで、または、1歳6か月から2歳までのそれぞれの期間において、夫婦が交代、または、重複して育児休業を取得することを可能にするもの等でございます。また、第3条第5号につきまして、育児休業の取得回数制限の緩和措置として、現行、再度の育児休業する場合は、申出を行い、3ヶ月の経過が必要だったものが、育児休業が原則2回まで取得できることによって、再度の育児休業取得に係る申出及び経過期間が不要となったため、この条文を削るものでございます。

なお、この条例は、10月1日から施行することとしております。

提案理由といたしましては、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することを目的として、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員の育児参加のための休暇の対象期間の拡大等、育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、関係規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第50号を、企画政策部長。

○企画政策部長（坂田 結二君） おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書6ページをお願いいたします。

議案第50号、上天草市まち・ひと・しごと創生基金条例の制定について御説明いたします。

この条例は、令和3年度から開始した企業版ふるさと納税の受入れに関して、寄附金の有効活用と円滑な制度運用を図る観点から、本市の地方創生に資する事業に係る財源を積み立てるため、企業版ふるさと納税の受皿となる基金を設置することに伴い、新たに制定するものでございます。なお、この条例は、公布の日から施行することとしております。

提案の理由といたしましては、企業版ふるさと納税による寄附金を柔軟かつ最大限に活用し、本市の地方創生に資する事業に係る継続的な財源確保を図るとともに、地域に貢献したいという企業の意向への対応を円滑にするため、上天草市まち・ひと・しごと創生基金を設置する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第51号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） おはようございます。よろしく願いいたします。

議案書8ページをお願いいたします。併せて説明資料7ページをお願いいたします。

議案第51号、上天草市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。この条例は、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、関係条例の規定を整備するものでございます。したがって、単なる条文、条項の整理のための改正も多数行われておりますので、こうした形式的な改正については、説明を省略させていただき、主な改正のみの説明とさせていただきます。新旧対照表で御説明させていただきます。第18条の4につきましては、納税証明書の交付に際し、ドメスティックバイオレンス等の被害者保護のために、当該証明書に住所にかわる事項を記載したものの交付を含めるものでございます。この改正は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第33条につきましては、個人市民税の上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

8ページをお願いいたします。

第34条の9につきましては、個人市民税の総合課税、または、分離課税がある場合の所得割の税額控除を確定申告書が提出された場合に限り適用するものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第36条の3の2につきましては、給与所得者の扶養親族申告者に配偶者の氏名を追加するものでございます。この改正は、令和5年1月1日から施行するものでございます。

10ページをお願いいたします。第36条の3の3につきましては、公的年金等受給者の扶養親族申告書に、退職手当等を有する配偶者の氏名を追記するものでございます。この改正は、令和5年1月1日から施行するものでございます。

12ページをお願いいたします。

第73条の2につきましては、固定資産課税台帳の閲覧に際し、ドメスティックバイオレンス等の被害者保護のために、住所にかわる事項の記載をしたものの閲覧を含めるものでございます。この改正は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第73条の3につきましては、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書交付に際し、ドメスティックバイオレンス等の被害者保護のために、住所にかわる事項の証明をしたものの交付を含めるものでございます。この改正は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

13ページをお願いいたします。

附則第7条の3の2につきましては、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年延長するものでございます。この改正は、令和5年1月1日から施行するものでございます。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得等に係る個人市民税の申告分離の課税方式を所得税と一致させる措置を講ずるものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

附則第17条の2につきましては、租税特別措置法の改正に伴い、個人市民税の優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例に係る非該当となる規定を削除するものでございます。この改正は、令和5年1月1日から施行するものでございます。

附則第20条の2につきましては、外国居住者等の特例適用配当等に対する市民税の所得割について、課税方式を所得税と一致させるものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

15ページをお願いいたします。

附則第20条の3につきましては、条約適用利子等及び条約適用配当等に対する市民税の所得割について、課税方式を所得税と一致させるものでございます。この改正は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行による地方税法等の一部改正に伴い、関係条例の規定を整備する必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、議案第52号を、総務部長。

○総務部長（山下 正君） よろしく願いいたします。

議案書14ページをお願いいたします。

議案第52号、令和4年度上天草市一般会計補正予算（第7号）について御説明いたします。
なお、100万以下の補正及び人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ10億7,815万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億6,515万9,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費の補正は、15（款）総務費、10（項）総務管理費、入札参加資格審査システム導入事業のほか1件、合計1,303万5,000円を令和5年度へ繰越して事業を実施可能とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為の補正は、まちづくり事業推進助成金ほか6件の債務負担行為の限度額を総額2億4,336万5,000円とするものでございます。これらは、市が将来経費を負担すべきものについて、あらかじめその内容を債務負担行為として定めておくものでございます。

8ページをお願いいたします。

第4表の地方債の補正は、一般事業債を3億9,000万円増額するなど、起債限度額の合計を26億6,374万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものについて御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

45（款）10（項）10（目）地方交付税は、令和4年度の普通交付税額の決定に伴い、当初予算額との差額2億4,859万1,000円を増額するものでございます。

55（款）分担金及び負担金、10（項）分担金は、78万2,000円の減額でございます。主なものといたしまして、15（目）農林水産業費分担金が、単県治山事業受益者分担金197万2,000円を減額するものでございます。20（目）災害復旧費分担金が、農地災害復旧事業受益者分担金109万5,000円を増額するものでございます。

65（款）国庫支出金、10（項）国庫負担金は、896万4,000円を増額でございます。主なものといたしまして、10（目）民生費国庫負担金が、子どものための教育保育給付費交付金863万4,000円などを増額するものでございます。

65（款）国庫支出金、15（項）国庫補助金は、2,046万3,000円を増額でございます。内訳といたしまして、10（目）総務費国庫補助金が、デジタル基盤改革支援補助金132万円を減額する一方、地方創生支援事業費補助金1,805万6,000円を増額するものでございます。15（目）民生費国庫補助金が、子ども子育て支援交付金372万7,000円を増額するものでございます。

12ページをお願いいたします。

70(款) 県支出金、10(項) 県負担金は1,171万8,000円の増額でございます。主なものとして、10(目) 民生費県負担金が、子どものための教育保育給付費負担金398万4,000円などを増額するものでございます。25(目) 災害復旧費県負担金が、農地等災害復旧事業補助金767万5,000円を増額するものでございます。

70(款) 県支出金、15(項) 県補助金は931万5,000円の増額でございます。主なものとして、15(目) 民生費県補助金が、放課後等新型コロナウイルス感染症臨機対応補助金の感染拡大防止対策支援事業分323万3,000円などを増額するものでございます。25(目) 農林水産業費県補助金が、新規就農者育成総合対策事業補助金の経営発展支援事業分325万1,000円、同補助金の経営開始資金分225万円、機構集積協力金591万4,000円などを増額する一方、単県治山事業補助金1,134万円を減額するものでございます。45(目) 教育費県補助金が、低学年わくわく学習支援員配置事業補助金399万9,000円を増額するものでございます。

80(款) 10(項) 寄附金は、200万円の増額でございます。内容として、40(目) 総務費寄附金が、電気自動車購入寄附金を増額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

85(款) 繰入金、15(項) 基金繰入金は3億5,000万円の減額でございます。内容として、10(目) 財政調整基金繰入金が、歳出予算との調整により減額するものでございます。

90(款) 10(項) 10(目) 繰越金は、令和3年度決算剰余金9億4,877万8,000円を計上するものでございます。

95(款) 諸収入、35(項) 雑入は208万円の減額でございます。内訳として、15(目) 雑入が、デジタル基盤改革支援補助金345万4,000円を増額する一方、土地改良施設維持管理適正化事業交付金553万4,000円を減額するものでございます。

99(款) 10(項) 市債は1億8,046万4,000円の増額でございます。主なものとして、50(目) 災害復旧事業債が、現年発生農地等災害復旧事業債単独分420万円を増額するものでございます。55(目) 過疎対策事業債が、橋梁補修補助事業590万円を減額するものでございます。65(目) 臨時財政対策債が2億6,603万6,000円を減額するものでございます。75(目) 合併特例債が、カントリーパーク花海好改修事業560万円、大矢野川堆積土砂撤去事業720万円、上天草市管内漁港整備事業580万円、維和地区スクールバス待合所設置事業440万円、水産物供給基盤機能保全事業4,070万円を増額するものでございます。

14ページをお願いいたします。

99(目) 緊急自然災害防止対策事業債が、単県治山事業を640万円減額するものでございます。103(目) 一般事業債が、一般事業地域総合整備資金貸付分3億9,000万円を増額するものでございます。

歳出の主なものについて御説明いたします。

15ページをお願いいたします。

15（款）総務費、10（項）総務管理費は4,690万5,000円の増額でございます。主なものとして、10（目）一般管理費が、職員手当の支給に係る入力作業等を自動化するために導入するA I－O C R及びR P Aシステム業務委託料219万円などを増額するものでございます。30（目）財産管理費が、上天草市ゼロカーボンシティ宣言に関連した市の取組として、寄附金を活用した電気自動車の公用車購入費268万9,000円などを増額するものでございます。45（目）企画費が、S D G sの普及啓発に係る消耗品費227万7,000円、印刷製本費128万1,000円、ブルーカーボン事業可能性検討業務委託料800万円、乗り合いタクシーや湯島定期船の運行記録集計に係る入力作業を自動化するために導入するA I－O C R及びR P Aシステム業務委託料159万6,000円、S D G sの普及啓発に係る業務委託料974万5,000円、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける天草エアライン株式会社に対する運行維持確保応援補助金413万9,000円などを増額するものでございます。70（目）電子計算費が、自治体情報システムの標準化・共通化を円滑に行うための外部コンサルタントへの業務委託料1,105万5,000円、標準化・共通化における標準準拠システム移行に係る総合行政システムの文字同定システム対応委託料158万4,000円を増額するものでございます。

16ページをお願いいたします。

15（款）総務費、15（項）徴税費は、239万8,000円の増額でございます。主なものとして、10（目）税務総務費が、給与支払い報告書及び法人市民税申告者の入力業務を自動化するために導入するA I－O C R及びR P Aシステム業務委託料221万3,000円などを増額するものでございます。

20（款）民生費、15（項）児童福祉費は3,803万5,000円の増額でございます。主なものとして、10（目）児童福祉総務費が、子育て世帯生活支援特別給付金や子ども子育て支援交付金などの事業費確定に伴う過年度分返還金合わせて945万9,000円を増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。

15（目）児童措置費が、放課後児童クラブに対する新型コロナウイルス感染症対策利用料減免分の補填事業及び放課後児童支援員等の処遇改善に係る放課後児童クラブ事業委託料148万6,000円、市の地域子ども子育て支援事業を受託している事業所に対する新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金970万円、私立保育所等の保育士・幼稚園教諭等の処遇改善に係る私立保育園等施設型給付費1,727万円などを増額するものでございます。

18ページをお願いいたします。

35（款）農林水産業費、10（項）農業費は2,408万円の増額でございます。主なものとして、20（目）農業振興費が、京の島地区に対する農地中間管理機構の機構集積協力金591万4,000円、新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業分325万1,000円、同対策の経営開始資金分225万円などを増額するものでございます。30（目）農地費が、大矢野川の冠水解消のために実施する大矢野川現況調査測量業務委託764万3,000円、大矢野川堆積土砂撤去工事762万

1,000円、県管理の農地海岸の海岸保全事業に係る県営農地海岸保全事業天草海岸負担金217万5,000円などを増額するものでございます。

19ページをお願いいたします。

55(目)土地改良施設適正化事業費が、土地改良施設維持管理適正化事業補助金の内示がなかったことに伴い、後山排水機場電動機減速機整備工事614万9,000円を減額するものでございます。

35(款)農林水産業費、15(項)林業費は、1,972万2,000円の減額でございます。内訳といたしまして、15(目)林業振興費が、熊本県単県治山事業補助金の対象事業の内示がなかったことに伴い、単県治山測量設計業務委託料271万2,000円、維和本迫地区単県治山工事720万円、中八把浦地区単県治山工事981万円を減額するものでございます。

35(款)農林水産業費、20(項)水産業費は4,301万1,000円の増額でございます。主なものといたしまして、20(目)漁港管理費が、航路標識や浮棧橋等の取替修繕に伴う漁港施設修繕費517万4,000円、牟田漁港浮棧橋修繕3,782万7,000円などを増額するものでございます。

40(款)10(項)商工費は、4億1,195万4,000円の増額でございます。内訳といたしまして、15(目)商工振興費が、令和4年1月13日から3月21日にかけて熊本県が行った飲食店営業時間短縮要請に対する協力金の市負担分2,195万4,000円、地域総合整備財団を經由して市内のホテル事業者へ貸付けを行うための地域総合整備資金貸付金(ふるさと融資)3億9,000万円を増額するものです。

20ページをお願いいたします。

主なものといたしまして、20(目)橋梁維持費が、樋島大橋の点検方法変更に伴い、橋梁定期点検業務委託料1,600万円を増額する一方、須崎1号橋の補修工事の設計見直しにより工事完了が令和4年度に見込めないため、須崎1号橋補修工事1,600万円を減額するものでございます。

45(款)土木費、25(項)港湾費は、576万7,000円の増額でございます。内容といたしまして、10(目)港湾管理費が、上天草港江樋戸港区内に設置している浮棧橋等の修繕費を増額するものでございます。

45(款)土木費、30(項)都市計画費は、926万6,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)公園管理費が、カントリーパーク花海好の市道馬場江樋戸線に面する法面改修工事における工法見直しに伴う設計業務委託料334万1,000円、同公園内の遊歩道横断防止柵の改修工事において、使用材料の価格高騰により不足する工事費592万5,000円などを増額するものでございます。

45(款)土木費、35(項)住宅費は334万1,000円の減額でございます。内容といたしまして、15(目)住宅建設費が、市営住宅工事設計委託料の不用額を減額するものでございます。

55(款)教育費、10(項)教育総務費は、626万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)事務局費が、維和中学校の統合後に運行予定のスクールバス待合所の設置工事費463万8,000円、維和中学校から大矢野中学校へ編入する生徒の制服等の学校指定用品

購入補助金142万円などを増額するものでございます。

21ページをお願いいたします。

55(款)教育費、15(項)小学校費は11万円の増額でございます。主なものといたしまして、10(目)学校管理費が、学校現場の業務効率化のため高性能複合機導入に伴い、消耗品を130万8,000円減額し、リース料を130万8,000円増額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

60(款)災害復旧費、10(項)農林水産施設災害復旧費は1,349万5,000円の増額でございます。主なものといたしまして、15(目)農業用施設等災害復旧費が、台風4号及び令和4年7月8日から9日の豪雨により被災した教良木山浦地区農地災害復旧工事150万円ほか7件の災害復旧工事請負費を増額するものでございます。

70(款)諸支出金、20(項)基金費は、4億8,907万9,000円の増額でございます。10(目)財政調整基金費が、地方財政法第7条の規定に基づき、前年度剰余金9億4,877万8,000円のうち、2分の1以上となる額4億8,000万円を積立金として計上するものでございます。139(目)公共施設マネジメント基金費が、令和3年度に実施された解体事業の事業費確定に伴い発生した剰余金897万5,000円を積立金として計上するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市一般会計補正予算(第7号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第53号から議案第55号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(濱崎 裕慈君) おはようございます。よろしくをお願いいたします。

議案書15ページをお願いいたします。

議案第53号、令和4年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について御説明いたします。

別冊予算書24ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ6億5,681万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億4,963万5,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

29ページをお願いいたします。

30(款)県支出金、15(項)県補助金、20(目)保険給付費等交付金は、県から市町村に交付される特別調整交付金1万6,000円を増額するものでございます。

60(款)10(項)繰越金、10(目)前年度繰越金は、令和3年度の決算剰余金6億5,679万6,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

30ページをお願いいたします。

10(款)総務費、10(項)総務管理費、10(目)一般管理費は、制度改正に伴う既存システム改修委託料1万7,000円を増額するものでございます。

55(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、6億5,679万5,000円を増額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書16ページをお願いいたします。

議案第54号、令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

別冊予算書31ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ680万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,541万5,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

36ページをお願いいたします。

30(款)10(項)10(目)繰越金は、令和3年度の決算剰余金680万1,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

37ページをお願いいたします。

20(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、680万1,000円を増額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市診療所特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書17ページをお願いいたします。

議案第55号、令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。なお、人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

別冊予算書38ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億9,911万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を42億7,061万9,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

43ページをお願いいたします。

20(款)国庫支出金、10(項)国庫負担金、10(目)介護給付費負担金は、介護給付費の令和3年度の事業費確定により、過年度分国庫介護給付費271万8,000円を計上するものでございます。

50(款)10(項)10(目)繰越金は、令和3年度の決算剰余金1億9,639万5,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

35(款)諸支出金、10(項)償還金及び還付加算金、15(目)償還金は、介護給付費及び地域支援事業の令和3年度の事業費確定により、国県及び支払基金への返還金2,018万9,000円を計上するものでございます。

35(款)諸支出金、15(項)繰出金、10(目)一般会計繰出金は、介護給付費等の令和3年度の事業費確定により、介護保険特別会計から一般会計へ72万1,000円を繰り出すものでございます。

40ページをお願いいたします。

50(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、1億7,816万3,000円を計上するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市介護保険特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第56号を、市民生活部長。

○市民生活部長(水野 博之君) よろしくをお願いいたします。

議案書18ページをお願いいたします。

議案第56号、令和4年度上天草市斎場特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

別冊予算書46ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ20万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,475万4,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

51ページをお願いいたします。

25(款)10(項)10(目)繰越金は、令和3年度決算剰余金20万円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

52ページをお願いいたします。

30(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、20万円を増額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市斎場特別会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第57号を、経済振興部長。

○経済振興部長(山本 一洋君) おはようございます。

議案書の19ページをお願いします。

議案第57号、令和4年度天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

別冊予算書53ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ80万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,454万3,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

58ページをお願いいたします。

20(款)10(項)10(目)繰越金は、令和3年度決算余剰金80万5,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

59ページをお願いいたします。

50(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、80万5,000円を計上するものでございます。

以上が、令和4年度天草四郎ミュージアム特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案の理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第58号を、健康福祉部長。

○健康福祉部長(濱崎 裕慈君) 議案書20ページをお願いいたします。

議案第58号、令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

別冊予算書60ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ926万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億3,507万8,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

65ページをお願いいたします。

30(款)10(項)10(目)繰越金は、令和3年度の決算剰余金926万5,000円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

66ページをお願いいたします。

30(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、926万5,000円を増額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第59号を、総務部長。

○総務部長(山下 正君) よろしくをお願いいたします。

議案書21ページをお願いいたします。

議案第59号、令和4年度上天草市電気事業特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

別冊予算書67ページをお願いいたします。

歳入歳出予算にそれぞれ6,065万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億789万9,000円とするものでございます。

歳入について御説明いたします。

72ページをお願いいたします。

15(款)10(項)10(目)繰越金については、令和3年度決算剰余金6,065万円を計上するものでございます。

歳出について御説明いたします。

73ページをお願いいたします。

50(款)10(項)10(目)予備費は、歳入歳出予算の調整のため、6,065万円を増額するものでございます。

以上が、令和4年度上天草市電気事業特別会計補正予算(第1号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、議案第60号を、水道局長。

○水道局長(桑原 成明君) おはようございます。よろしくお願ひします。

議案書22ページをお願いいたします。

議案第60号、令和4年度上天草市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明いたしま

す。

別冊予算書1ページをお願いいたします。

第2条、令和4年度上天草市水道事業会計補正予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を40万3,000円増額し、9億7,863万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、4ページから5ページの実施計画書で説明いたします。

4ページをお願いいたします。

収入につきましては、1(款)水道事業収益、2(項)営業外収益、1(目)受取利息及び配当金は、令和4年2月に購入した公共債の利息40万3,000円を増額するものでございます。

5ページをお願いいたします。

支出につきましては、1(款)水道事業費用、1(項)営業費用、1(目)原水及び浄水費は、八代生活環境事務組合の令和4年10月水道料改定に伴う当市への分水価格の差額を287万3,000円増額、職員の給料等は異動によるものでございますので、説明を省略させていただきます。4(目)総務費の委託料は、AI等の技術を活用し、さらなるサービス向上につなげるためのシステム導入に係る経費として291万4,000円、手数料はキャッシュレスコンビニ収納件数が増加したことに伴い、手数料を38万3,000円増額するものでございます。4(項)4(目)予備費の825万1,000円の減額は予備費の調整によるものでございます。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入予定額は、1(款)資本的収入、1(項)1(目)企業債を1,700万増額し、1億3,136万8,000円とするものでございます。資本的支出の予定額は、1(款)資本的支出、1(項)1(目)建設改良費を1,520万増額、5(項)1(目)投資有価証券を2億円増額し、7億5,394万円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対する不足額4億2,437万2,000円を6億2,257万2,000円に改め、過年度損失勘定留保資金6億701万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,555万9,000円で補填するものでございます。

詳細につきましては、6ページから7ページの実施計画書で説明いたします。

6ページをお願いいたします。

収入につきましては、1(款)資本的収入、1(項)1(目)企業債1,700万円の増額は、建設改良事業の実施に伴う起債対象事業分の企業債借入額を増額するものでございます。

7ページをお願いいたします。

支出につきましては、1(款)資本的支出、1(項)1(目)建設改良費1,520万円の増額は、大矢野町田端地区配水管布設、市道賤の女西1号線舗装工事に伴う配水管布設工事、1(款)資本的支出、5(項)1(目)投資有価証券2億円の増額は、今後の市場を重視しつつ利回りがいい公共債が発行された場合に資金運用を可能とするための増額でございます。

以上が、令和4年度上天草市水道事業会計補正予算(第2号)の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定によ

り、議会の議決を得る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時13分

○議長（桑原 千知君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を、病院事務部長。

○病院事務部長（須崎 朝幸君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書23ページをお願いいたします。

議案第61号、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

別冊予算書1ページをお願いいたします。

第2条、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計予算第4条本文括弧書を、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,075万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,579万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,496万円で補填するものと改めまして、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。詳細につきましては、2ページの実施計画書で御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

収入につきまして御説明いたします。

1（款）資本的収入、1（項）1（目）企業債1,120万円の増額は、超音波画像診断装置等の医療機器の整備にかかる企業債の増額を補正するものでございます。

次に、支出について御説明いたします。

1（款）資本的支出、1（項）建設改良費、1（目）病院設備費1,122万9,000円の増額は、婦人科医師の採用に伴い、超音波画像診断装置等診療に必要な医療機器の整備を行うため増額するものでございます。

1（款）資本的支出、2（項）1（目）企業債償還金968万円の増額は、当該予算の額が実際の当年度企業債償還額に対し不足していたことから増額するものでございます。

1ページに戻りまして、第3条予算第5条に定めました起債の限度額1億5,120万円を1,120万円増額し、1億6,240万円とするものでございます。

以上が、令和4年度上天草市立上天草総合病院事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

提案理由といたしましては、予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、認定第1号を、総務部長。

○総務部長（山下 正君） よろしくお願いいたします。

議案書24ページをお願いいたします。

認定第1号、令和3年度上天草市歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。内容につきまして、別冊の令和3年度上天草市歳入歳出決算書における会計別の歳入総額と歳出総額、歳入歳出差引き額、翌年度へ繰り越すべき財源及び実質収支額のそれぞれの欄を読み上げて御説明いたします。

最初に、一般会計でございます。

142ページをお願いいたします。

歳入総額225億5,989万1,213円、歳出総額213億127万2,118円、差引き額12億5,861万9,095円、翌年度へ繰り越すべき財源3億984万772円、実質収支額9億4,877万8,323円でございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

158ページをお願いいたします。

歳入総額47億6,987万4,588円、歳出総額41億1,307万7,722円、差引き額6億5,679万6,866円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額6億5,679万6,866円でございます。

次に、診療所特別会計でございます。

167ページを御覧ください。

歳入総額6,137万666円、歳出総額5,456万9,344円、差引き額680万1,322円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額680万1,322円でございます。

次に、介護保険特別会計でございます。

186ページを御覧ください。

歳入総額41億8,965万616円、歳出総額39億9,325万4,765円、差引き額1億9,639万5,851円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額1億9,639万5,851円でございます。

次に、斎場特別会計でございます。

194ページを御覧ください。

歳入総額4,157万1,214円、歳出総額4,137万717円、差引き額20万497円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額20万497円でございます。

次に、天草四郎ミュージアム特別会計でございます。

203ページを御覧ください。

歳入総額4,654万7,783円、歳出総額4,574万2,042円、差引き額80万5,741円。翌年度へ繰り越

すべき財源はございません。実質収支額80万5,741円でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

212ページを御覧ください。

歳入総額4億3,582万924円、歳出総額4億2,655万5,340円、差引き額926万5,584円。翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額926万5,584円でございます。

最後に、電気事業特別会計でございます。

219ページを御覧ください。

歳入総額1億116万6,046円、歳出総額4,051万5,393円、差引き額6,065万653円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。実質収支額6,065万653円でございます。

以上、認定第1号についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、認定第2号を、水道局長。

○水道局長（桑原 成明君） よろしく願いします。

議案書25ページをお願いいたします。

認定第2号、令和3年度上天草市水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の上天草市水道事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。

1（款）水道事業収益は、予算額9億8,916万5,000円に対しまして、決算額9億9,881万5,839円となり、965万839円の増額でございます。内訳につきましては、10ページ及び11ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

次に、支出でございます。

1（款）水道事業費用は、予算額9億8,916万5,000円に対しまして、決算額9億570万9,799円となり、不用額は8,345万5,201円でございます。内訳につきましては、12ページから15ページに項目ごとに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明いたします。

収入でございます。1（款）資本的収入は、予算額2億4,745万3,000円に対しまして、決算額1億6,451万8,012円となり、8,293万4,988円の減額でございます。

次に、支出でございます。1（款）資本的支出は、予算額8億2,146万4,000円に対しまして、決算額5億6,733万2,177円となり、翌年度へ1億7,136万円を繰越しております。よって、不用額は8,277万1,823円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億281万4,165円は、過年度分損益勘定留保資金3億8,421万746円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,860万3,419円で補填しております。内訳につきましては、16ページ及び17

ページに項目ごとに記載しておりますので、後ほど御覧ください。

事業報告書について説明いたします。

25ページをお願いいたします。

給水状況では、給水人口が前年度に比べ580人減の2万3,450人でございます。また、使用された年間給水量は、前年度に比べ、2万2,134トン減の221万5,371トンでございます。財政状況では、営業収益、営業外収益及び特別利益の合計、税抜でございます。9億2,483万7,777円から、営業費用、営業外費用及び特別損失の支出の合計8億5,054万9,698円を差し引いた7,428万8,079円が当年度純利益となります。前年度繰越利益剰余金1億1,242万6,447円と合わせて1億8,671万4,526円が、当年度分未処理分利益剰余金となり、決算の認定を受けた後の翌年度繰越剰余金は、5ページに記載の剰余金処分計算書（案）のとおり、建設改良積立金から、積立処分額5,000万円を差し引いた残額1億3,671万4,526円でございます。

建設改良工事では、29ページに示すとおり、令和2年度からの繰越工事といたしまして、大瀉ポンプ場非常用自家電発設備の工事。令和3年度実施分として、中央配水池構築工事、松島町稲戸地区老朽管布設替工事ほか7件、合計1億8,583万2,948円を実施しております。

また、機械及び固定資産購入費といたしまして、量水器1,600個、295万1,597円ほか8件、971万7,980円分を購入しております。内容につきましては、30ページを御覧ください。

以上、認定第2号について説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 次に、認定第3号を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） おはようございます。よろしくをお願いいたします。

議案書の26ページをお願いいたします。

認定第3号、令和3年度上天草市下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の下水道事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について説明いたします。

最初に、収入でございます。第1款、下水道事業収益は、予算額3億368万1,000円に対しまして、決算額3億7万7,790円となり、360万3,210円の減額でございます。

次に、支出でございます。

第1款、下水道事業費用は、予算額2億5,254万8,000円に対しまして、決算額2億4,607万9,880円となり、不用額は646万8,120円でございます。収益的収入及び支出についての詳細につきましては、決算書9ページから12ページに収益費用明細書を掲載しております。なお、決算報告書と収益費用明細書では、消費税及び地方消費税についての取扱いが異なるため、金額が一致しませんので、あらかじめ御了承ください。

2ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について説明いたします。

まず、収入でございます。第1款、資本的収入は、予算額1億1,280万7,000円に対しまして、決算額1億1,030万5,266円となり、150万1,734円の減額でございます。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出は、予算額2億4,196万2,000円に対しまして、決算額2億1,507万7,117円となり、翌年度へ建設改良費2,324万8,000円を繰越しております。よって、不用額は363万6,883円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億377万1,851円は、当年度分消費税資本的収入調整額327万6,252円、当該年度分損益勘定留保資金7,363万2,909円及び未処分利益剰余金2,686万2,690円で補填しております。なお、決算書5ページに剰余金処分計算書(案)を記載しております。資本的収支の詳細につきましては、13ページ及び14ページに資本費用明細書を掲載しております。こちらも収益費用明細書と同じく消費税の取扱いが異なるため、決算報告書の金額とは一致しません。

事業報告書について説明いたします。

23ページをお願いいたします。

概況の総括事業のみの説明とさせていただきます。営業では、処理区域内人口が前年度から143人減の4,170人でございます。また、年間処理水量は前年度から1万2,264トン減の55万4,766トンでございます。

財政状況では、営業収益及び営業外収益の合計2億9,226万6,639円から、営業費用及び営業外費用の合計2億4,154万4,981円を差し引いた5,072万1,658円が当年度純利益となり、昨年度からの繰越利益剰余金1,401万5,278円と当年度純利益を合算した6,473万6,936円が当年度未処分利益剰余金でございます。翌年度繰越利益剰余金は、決算の認定を受けた後、決算書5ページに記載の剰余金処分計算書(案)のとおり3,787万4,246円でございます。

24ページをお願いいたします。

令和3年度の建設改良工事については、合津稲戸地区枝線管渠築造工事ほか1件、公共柵設置工事を1件実施しております。また、委託業務については、前日の合津稲戸地区枝線管渠築造工事に伴う家屋事前調査業務、上天草市特定環境保全公共下水道合津終末処理場改築実施設計業務を実施しております。

以上、認定3号についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長(桑原 千知君) 次に、認定第4号を、病院事務部長。

○病院事務部長(須崎 朝幸君) よろしく申し上げます。

議案書27ページをお願いいたします。

認定第4号、令和3年度上天草市立上天草総合病院事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して認定をお願いするものでございます。

別冊の病院事業決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について御説明いたします。

最初に、収入でございます。第1款、病院事業収益は、予算額合計38億688万6,000円に対しま

して、決算額40億8,058万2,093円でございます。予算に比べ、決算は2億7,369万6,093円増額となっており、うち消費税及び地方消費税額は2,626万8,380円でございます。決算額の内訳につきましては、第1項から第10項までの記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

次に、支出でございます。

第1款、病院事業費用は、予算額合計38億688万6,000円に対しまして、決算額36億5,806万3,464円でありまして、不用額1億4,882万2,536円でございます。費用の決算額の内訳については、第1項から第10項までの記載のとおりでございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。第1款、資本的収入は、予算額3億8,930万9,000円に対しまして、決算額3億7,820万1,000円でございます。予算に比べ、決算は1,110万8,000円の減額でございます。収入の決算額の内訳といたしまして、第1項、企業債3億680万円、第2項、補助金1,833万8,000円、第3項、出資金5,306万3,000円、第4項、固定資産売却代金は発生しておりません。

次に、支出でございます。

第1款、資本的支出は、予算額5億1,591万7,000円に対しまして、決算額5億561万6,125円でありまして、不用額1,030万875円でございます。うち消費税及び地方消費税額が3,030万943円となっております。支出の決算額の内訳といたしまして、第1項、建設改良費3億3,331万9,970円、第2項、企業債償還金1億6,885万6,155円、第3項、投資344万円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億2,741万5,125円は、当年度消費税資本的収支調整額3,030万943円、過年度損益勘定留保資金9,711万4,182円で補填しております。

16ページをお願いいたします。

事業報告書の総括事項でございます。本文の6行目から説明させていただきます。入院外来患者数全体では、延べ16万7,715人で、前年度と比較して、5,986人、3.4%の減でございますが、総収入税抜では、40億6,341万9,693円で、前年度と比較して、1億6,630万1,064円、4.3%の増でございます。一方、総費用税抜では、36億8,877万9,607円で、前年度と比較して、1億6,544万3,304円、4.7%の増でございます。この結果、令和3年度は、3億7,464万86円の純利益でございます。資本的収支につきましては、資本的収入が3億7,820万1,000円に対しまして、資本的支出5億561万6,125円で、1億2,741万5,125円の不足となりましたが、これにつきましては、当年度消費税資本的収支調整額及び過年度損益留保資金で補填しております。以降、詳細につきましては、貸借対照表、損益計算書及び附属書類を添付しておりますので、後ほど御覧いただきますようお願いいたします。

続きまして、ページを戻りまして、15ページをお願いいたします。

令和3年度上天草市立上天草総合病院事業欠損金処理計算書(案)でございます。当年度の未処理欠損金は、3億7,001万8,413円でございます。処分する資金がございませんので、次年度へ

の繰越欠損金となります。

以上、認定第4号についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（桑原 千知君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第23 報告第10号 専決処分の報告について【工事請負契約の変更について】

日程第24 報告第11号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第25 報告第12号 専決処分の報告について【和解及び損害賠償額の決定について】

日程第26 報告第13号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第27 報告第14号 上天草さんばーる株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（桑原 千知君） 日程第23、報告第10号から日程第27、報告第14号を行います。執行部から報告内容の説明を求めます。

まず、報告第10号を、建設部長。

○建設部長（岩永 裕一君） よろしくお願いいたします。

議案書の28ページをお願いいたします。併せて説明資料の19ページをお願いいたします。

報告第10号、決算処分の報告について、専決処分の報告について説明させていただきます。

工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決第12号、工事請負契約の変更についてにつきましては、令和3年第5回上天草市議会定例会において議決され、令和4年3月23日付で変更について専決処分した市道下老岳2号線災害復旧工事請負契約のうち、契約金額2億31万8,045円を2億296万6,182円に変更したものでございます。変更の主な内容につきましては、工事区域内の樹木などの伐採を行ったところ、1工区下部滑りの復旧範囲とは別に、斜面の崩壊箇所が確認されたため、崩壊部の土砂撤去と構成枠土留め壁の設置を追加したこと、また、1工区下部滑りのブロック積みの施工中、降雨の影響により切土法面が一部崩壊したため、増破防止と現場作業者の安全を確保するため、松杭の杭打ち工を追加したことなどでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、報告第11号を、総務部長。

○総務部長（山下 正君） よろしくお願いいたします。

議案書29ページをお願いいたします。併せて説明資料22ページをお願いいたします。

報告第11号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、御報告いたします。

専決第9号、和解及び損害賠償額の決定について、令和4年5月25日、上天草市大矢野総合スポーツ公園駐車場で発生した和解の相手方所有の普通乗用車と市の非常勤職員である消防団員運転の公用普通特殊車による接触事故に関し、令和4年7月8日に専決処分を行い、当該相手方と損害賠償の額を決定し和解したものでございます。この事故は、消防団が上天草市大矢野総合スポーツ公園で実施される夏季訓練に参加する際、公用普通特殊車を当該グラウンドの駐車場に駐車しようとして後進していたところ、和解の相手方所有の普通乗用車に接触し損害を与えたものでございます。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項につきましては、議案書に記載のとおりでございます。今後、再発防止のため、消防団員の安全運転について指導を徹底してまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、報告第12号を、市民生活部長。

○市民生活部長（水野 博之君） よろしく申し上げます。

議案書30ページをお願いいたします。併せて説明資料26ページをお願いいたします。

報告第12号、専決処分の報告について御説明いたします。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により御報告いたします。

専決第11号、和解及び損害賠償額の決定につきましては、令和4年6月5日、大矢野町の大維農道で発生した除草作業中の飛び石による車両損傷事故に関し、令和4年8月2日に専決処分を行い、当該相手方と損害賠償の額を決定し和解したものでございます。この事故は、令和4年6月5日に市が実施した環境の日の一斉清掃作業中に、草刈り機のはじいた小石が大維農道の路肩に駐車してあった軽乗用車のリアガラスを直撃、損傷させたものでございます。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については、議案書に記載のとおりでございます。今後、再発防止のため、事故防止及び安全管理について指導を徹底してまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、報告第13号を、総務部長。

○総務部長（山下 正君） よろしく申し上げます。

議案書31ページをお願いいたします。

報告第13号、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

まず、四つの財政指標からなる健全化判断比率についてでございます。一般会計等の赤字の大

きさの度合いを示す実質赤字比率及び地方公共団体の全会計の赤字の大きさの度合いを示す連結実質赤字比率については、赤字はなかったため該当ございません。また、本市の財政規模に占める地方債の元利償還金の割合を示す実質公債費比率は、11.5%で、前年度から0.4%減少しております。本市の財政規模に対する地方債など現在抱えている負債の大きさを示す将来負担比率は該当ございません。

次に、地方公営企業の経営状態の悪化の度合いを示す資金不足比率については、全ての公営企業において資金不足がなかったため、該当はございません。

以上で、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 次に、報告第14号を、経済振興部長。

○経済振興部長（山本 一洋君） 議案書32ページをお願いいたします。

報告第14号、上天草さんば一株式会社（さんば一株式会社）の経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

地方自治法243条の3第2項の規定により、地方公共団体が2分の1以上を出資する株式会社は、その経営状況を説明する資料を議会に提出することとなっております。そのため、市が7割を出資しております上天草さんば一株式会社の令和3年度決算に関する書類及び令和4年度事業計画に関する書類を別冊のとおり提出するものであります。

以上、報告を終わります。

○議長（桑原 千知君） 以上で、報告は終わりました。以上で、本日の日程は全部終了しました。明日9月2日から8日までは、議案研究のために休会、次の本会議は9月9日の午前10時から議案質疑及び委員会付託となっております。

なお、質疑をされる方は、9月2日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。一般質問をされる方は、9月5日の正午までに通告書の提出をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前11時44分